

大阪府告示第658号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成31年4月2日

大阪府知事職務代理者

大阪府副知事 竹内 廣行

- 1 形質変更時要届出区域  
摂津市西一津屋700番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去